

広報

みさと

号外

第2報 令和8年8月18日発行

令和8年熊本地震に関するお知らせ

令和8年熊本地震により被災された皆さまにおかれましては、心よりお見舞い申し上げます。全国各地からの物心両面にわたる様々なご支援、ご協力をいただきながら、復旧、復興に取り組んで参ります。未だに予断を許さない状況ですが、互いに助け合いの気持ちを持って、町民みなでこの難局を乗り越えましょう。

このたび、広報みさと号外第2報を作成しました。ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。町の最新情報は町ホームページやライブビジョンで随時発信しています。

なお、広報みさと9月号は、8月27日（木）に配布予定です。

応急仮設住宅について

【建設型応急仮設住宅について】
中央庁舎裏に12戸建設を始めました。また、追加で他の候補地にも建設予定です。調整が整いましたら周知いたします。なお、建設型仮設住宅の申し込みについては準備が整い次第周知いたします。

【賃貸型応急仮設住宅について】
対象者（全壊の方、半壊以上で解体を申し込まれた方）については順次申し込み可能ですので福祉課までお尋ねください。

問合先 福祉課 ☎47-1116

被災宅地復旧支援事業 事前受付について

この受付は、地震による宅地被害の状況を把握し、今後の対応を検討するために行うものです。

支援制度は現在検討中であり、補助の有無や対象範囲は決まっていません。

そのため、事前受付により公的支援をお約束するものではなく、所有者ご自身で復旧していただく場合があります。

今後の対応を検討するため、宅地に被害がある場合は、復旧の予定にかかわらず、まずは被害状況のご報告をお願いします。

問合先 総務課 ☎46-2111

避難所の集約について

8月21日（金）より町内避難所を総合体育館1カ所に集約します。

住宅の応急修理について

災害救助法に基づき、住宅の応急修理を行います。

「住宅の応急修理」とは、災害により住宅に被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、町が応急的な修理を行う制度です。町が修理業者に依頼し、修理費用を直接業者に支払います。

対象者

- ①「大規模半壊」または、「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯
- ②そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態にあること
- ③応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること

※全壊の住宅は、特別な場合を除き、修理を行えない程度の被害を受けた住宅であるため、住宅の応急修理の対象とはなりません。

※住宅の緊急修理とは異なる制度になります。

修理費用の補助限度額	
全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊	757,000円（消費税込み）まで
準半壊	367,000円（消費税込み）まで
1世帯あたり	

申込・問合先 福祉課 ☎47-1116

水道使用料について 申込・問合先 上下水道課 ☎46-2117

◆6月使用分7月請求の支払いについて（水道・生活排水）

7月末期限（5月26日～6月25日検針）の納付書について、7月31日から**8月31日まで**に納付期限を延長します。

送付した納付書につきまして、コンビニでの支払いはできなくなっておりますので、お近くの金融機関もしくは役場での支払いを8月31日までをお願いします。

支払いが滞った場合9月15日に7月分・8月分の督促を発行しますのでご了承ください。

※7月使用分8月請求（6月25日～7月25日検針）は8月末期限

◆水道使用料の減免申請について

8月の水道使用料（9月請求分）（7月26日～8月25日検針分）について、地震による漏水で使用量が多くなった世帯は、**当月利用料から過去1年間の平均を差し引いた額の減免を行います**ので減免申請をお願いします。

例） 1年平均15 t = 2,970円、8月使用量50 t = 9,900円 の場合
9,900円 - 2,970円 = 6,930円（減免額）、⇒今回の請求額 = 2,970円

◆浄化槽について

現在空き家などで浄化槽を利用されていない方・今回の地震で当分の間浄化槽の利用をされない方は休止の手続きをお願いします。

休止の手続きをされないと、**利用されなくても使用料が発生しますので、一時的に利用されない場合でも休止申請をお願いいたします。**

休止後にまた利用を再開されたい場合は、再開申請をお願いいたします。

※その他浄化槽について、お困りごとなど何かご不明な点がございましたら上下水道課までご連絡ください。

♥ 義援金の受入口座を開設しました

被災者を支援するため、義援金の受付を始めました。詳細は町ホームページをご覧ください。

■ 口座振込

口座名義 令和8年熊本地震義援金（美里町） 美里町長 上田泰弘

フリガナ レイワ8ネンクマモトジシギエンキン（ミサトマチ） ミサトチョウチョウ ウエダヤスヒロ

口座番号 熊本宇城農業協同組合 下東支所 普通口座 0110700

※振込手数料は、振込人の負担となります。

問合先 会計課 ☎46-2111

☎ 被災者支援特別行政相談所について

熊本行政書士評価事務所では生活再建に関する各種支援策等について、相談窓口を設置します。

日時 8月31日（月）・9月1日（火）
10時30分～12時
13時～15時30分

会場 美里町役場中央庁舎

問合先 行政書士 熊本行政書士評価事務所
☎096-324-1662

☎ 被災者支援相談窓口を両庁舎に開設

窓口では、震災についての困り事や悩み事を聞いて、適切な部署や専門機関などにつなげます。

受付時間 平日 9時～12時、13時～16時30分

裏面もご覧ください➡



おもな生活支援・住宅支援制度

申込・問合せ先 福祉課 ☎47-1116

支援内容	対象者	対象施設	備考
入浴支援 町独自支援事業	被災され、自宅で入浴できない町民	佐俣の湯、元気の森かじか、 総合体育館（避難所）	各施設で入浴不可の申出
入浴支援 県事業	避難所で生活されている方、自宅が被災し入浴ができない方	協力公衆浴場（県 HP にて随時更新）	役場で証明書の発行手続きが必要
ホテル等避難	被災されホテル等へ避難を希望される方	県内協力ホテル等	二次元コードまたは電話で申込



▲ホテル等避難申込フォーム
熊本県ホテル等避難コールセンター
☎0120-325-327

支援内容	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	その他	備考
応急仮設住宅 建設型、賃貸型	○	△	△	△	—	—	長期避難 ○	応急修理との併用は要相談 大規模～半壊は解体世帯が対象 障害物除去との併用は不可
応急修理	△	○	○	○	○	—	—	全壊の場合は要相談 建設型応急仮設との併用不可 賃貸型応急仮設との併用は要相談
限度額	757,000 円	757,000 円	757,000 円	757,000 円	367,000 円			
障害物除去	△	○	○	○	—	—	—	全壊の場合は要相談 応急仮設住宅との併用は不可
生活必需品	○	○	○	○	—	—	—	必要最低限の生活必需品
学用品の給与	○	○	○	○	—	—	—	教科書・文房具・通学用品等
災害援護資金（貸付）	○	○	○	○	—	—	家財被害 家屋滅失流失 ○	貸付にあたり所得制限有 家財の 1/3 以上の損害：150 万円 住居の全体が滅失、流失：350 万円
限度額	350 万円	270 万円（350 万円）	270 万円（350 万円）	270 万円（350 万円）				
被災者再建支援制度	○	○	△	—	—	—	長期避難 ○	単数世帯は 3 / 4 の額
基礎支援金	100 万円	50 万	—				100 万円	
加算支援金	50 万～200 万	50 万～200 万	25 万～100 万				50 万～200 万	
緊急修理	○	○	○	○	○	—	—	準半壊以上が対象
限度額	56,400 円	56,400 円	56,400 円	56,400 円	56,400 円			

※自宅の解体や全壊等で一時的に自宅に住めない方は、水道や浄化槽の手続きがありますので上下水道課にご連絡をお願いします。